

人権週間

12月4日(金)～10日(木)

みんなで築こう 人権の世紀

町の人権擁護委員 ※敬称略

氏名

田島 伸一
山口 三千代
齋藤 武義
川田 稔久
小宮 浩子

町民一人ひとりが、お互いにかけてあげのない存在であることを実感しなければなりません。相手の気持ちを考えること、思いやりの心を育てることが、今まさに求められています。一人で悩まず、町の人権擁護委員にご相談ください。

人権啓発イベント

「ヒューマンスクウェア オンライン IN SAITAMA」

人権尊重社会をめざす県民運動強調週間の事業として、インターネット上の特設ウェブサイトにて開催します。

- 期 日 12月4日(金)～10日(木)
内 容 「インターネットによる誹謗中傷」
①人権メッセージ
②人権啓発ポスター・パネルなどの展示

問合せ 県人権推進課 ☎048-830-2258

12月10日(木)から16日(水)は

「北朝鮮人権侵害問題 啓発週間」です。

北朝鮮による拉致問題の解決には、「拉致は許さない」という町民一人ひとりの声力がとなります。

この週間を機に拉致問題への意識を高めましょう。

北朝鮮に拉致された人たちの
早期帰国を！

人も車も自転車も 安心安全 埼玉県 12/1(水)～12/14(月) 冬の交通事故防止運動

1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時には、早めにライトを点灯し、対向車・先行車がない状況では、ハイビームを積極的に使用しましょう。
- 子どもや高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心がけましょう。

2 飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止

- 飲酒運転やいわゆる「あおり運転」は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。
- 運転中のスマートフォンなどの使用は絶対にやめましょう。

3 二輪車の交通事故防止

- 自転車に乗る場合は、必ず自転車保険などに加入しましょう。
- 自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左側を走行しましょう。



法務局に

預けて安心！！遺言書保管制度

法務局で「自筆証書遺言書保管制度」が利用できます。

この制度は、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局(本局・支局)に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると、遺言書の紛失、隠匿および改ざんなどを防止することができます。

なお、これまでどおり自筆証書遺言書は自ら保管することもできますし、公証役場において公正証書遺言を作成することもできます。

詳しい手続きは、さいたま地方法務局ホームページをご覧ください。

[さいたま地方法務局](#) [検索](#)

問合せ さいたま地方法務局秩父支局 ☎22-0827